公的年金等控除額 早見表

公的年金等控除額の最低額・国税庁の速算表（令和2年分以後）・計算の流れ｜登録不要・無料

国税庁の速算表（令和2年分以後）を、令和8年4月1日現在法令等のページから 国税庁タックスアンサー No.1600 は「令和8年4月1日現在法令等」で、速算表は「令和2年分以後」の表（2026年10月25日確認）。e-Gov 法令検索の所得税法第35条第4項・租税特別措置法第41条の15の3の現行条文とも突き合わせ、すべての区分で一致。

公的年金等控除額の最低額

公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額	65歳未満	65歳以上
1,000万円以下	60万円	110万円
1,000万円超2,000万円以下	50万円	100万円
2,000万円超	40万円	90万円

所得税法第35条第4項。65歳以上は租税特別措置法第41条の15の3の読み替え（六十万円→百十万円、五十万円→百万円、四十万円→九十万円）。

表の区分の見方

- **年齢**：65歳以上かどうかは、その年12月31日現在の年齢で判定。年の途中で死亡した場合は、その死亡の時の年齢（措置法第41条の15の3第4項）。
- **公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額**：その年中の公的年金等の収入金額がないものとして計算した場合の合計所得金額（所得税法第35条第4項第1号）。年金収入は含まない。
- **(a)**：その年に受け取った公的年金等の収入金額の合計額。

公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下の速算表（国税庁 No.1600・令和2年分以後）

年齢	(a) 公的年金等の収入金額の合計額	(b) 公的年金等に係る雑所得の金額（国税庁の速算表）	公的年金等控除額（収入金額−(b) として整理した額）
65歳未満	60万円以下	0円	60万円
	60万円超 130万円未満	収入金額の合計額 − 60万円	60万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額の合計額 × 0.75 − 27万5千円	収入金額の合計額 × 0.25 + 27万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額の合計額 × 0.85 − 68万5千円	収入金額の合計額 × 0.15 + 68万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額の合計額 × 0.95 − 145万5千円	収入金額の合計額 × 0.05 + 145万5千円
	1,000万円以上	収入金額の合計額 − 195万5千円	195万5千円
65歳以上	110万円以下	0円	110万円
	110万円超 330万円未満	収入金額の合計額 − 110万円	110万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額の合計額 × 0.75 − 27万5千円	収入金額の合計額 × 0.25 + 27万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額の合計額 × 0.85 − 68万5千円	収入金額の合計額 × 0.15 + 68万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額の合計額 × 0.95 − 145万5千円	収入金額の合計額 × 0.05 + 145万5千円
	1,000万円以上	収入金額の合計額 − 195万5千円	195万5千円

(a)(b)は国税庁 No.1600「公的年金等に係る雑所得の速算表（令和2年分以後）」の表のとおり（原表は画像）。控除額の列は、収入金額から(b)を差し引いた額として整理した金額で、所得税法第35条第4項・措置法第41条の15の3の条文と一致。収入金額が最低額以下の行は、国税庁の速算表で(b)が0円のため、控除額の列には最低額を示している。
条文の形の例：65歳未満・年金以外の所得1,000万円以下は「40万円＋（収入金額−50万円）×25%」（合計額が60万円に満たない場合は60万円。360万円までの部分の式で、超える部分は15%・5%の式）。

公的年金等に係る雑所得の金額の求め方（国税庁 No.1600）

1. その年12月31日現在の年齢で、65歳未満か65歳以上かを確かめる。
2. 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額（年金以外の所得）で、3つの表（1,000万円以下／1,000万円超2,000万円以下／2,000万円超）のどれかを確かめる。
3. (a) 公的年金等の収入金額の合計額で行を確かめ、(b) の式に収入金額を当てはめる。出た金額が公的年金等に係る雑所得の金額。

国税庁の例（No.1600 例1）：65歳以上・公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額500万円・公的年金等の収入金額の合計額350万円 → 3,500,000円×75%−275,000円＝2,350,000円。この早見表では、国税庁の例のほかに個別の計算はしていません。

発行：生前整理支援センター ふれあいの丘（株式会社Kogera） www.fureaino-oka.com/kaigo/kouteki-nenkin-koujo 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
一般的な情報提供です（国税庁タックスアンサー No.1600「令和8年4月1日現在法令等」と e-Gov 法令検索の現行条文にもとづく。2026年10月25日確認）。当サイトは税理士ではなく、親の控除額・税額の計算や、確定申告・住民税の申告が要るかの判定はしていません。最終的な判断は、税務署・市区町村・税理士に確認してください。

公的年金等控除額 早見表

年金以外の所得が1,000万円を超える場合の速算表・公的年金等の範囲・確定申告不要制度

公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の速算表

年齢	(a) 公的年金等の収入金額の合計額	(b) 公的年金等に係る雑所得の金額(国税庁の速算表)	公的年金等控除額(収入金額−(b) として整理した額)
65歳未満	50万円以下	0円	50万円
	50万円超 130万円未満	収入金額の合計額 − 50万円	50万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額の合計額 × 0.75 − 17万5千円	収入金額の合計額 × 0.25 + 17万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額の合計額 × 0.85 − 58万5千円	収入金額の合計額 × 0.15 + 58万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額の合計額 × 0.95 − 135万5千円	収入金額の合計額 × 0.05 + 135万5千円
	1,000万円以上	収入金額の合計額 − 185万5千円	185万5千円
65歳以上	100万円以下	0円	100万円
	100万円超 330万円未満	収入金額の合計額 − 100万円	100万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額の合計額 × 0.75 − 17万5千円	収入金額の合計額 × 0.25 + 17万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額の合計額 × 0.85 − 58万5千円	収入金額の合計額 × 0.15 + 58万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額の合計額 × 0.95 − 135万5千円	収入金額の合計額 × 0.05 + 135万5千円
	1,000万円以上	収入金額の合計額 − 185万5千円	185万5千円

公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が2,000万円超の速算表

年齢	(a) 公的年金等の収入金額の合計額	(b) 公的年金等に係る雑所得の金額(国税庁の速算表)	公的年金等控除額(収入金額−(b) として整理した額)
65歳未満	40万円以下	0円	40万円
	40万円超 130万円未満	収入金額の合計額 − 40万円	40万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額の合計額 × 0.75 − 7万5千円	収入金額の合計額 × 0.25 + 7万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額の合計額 × 0.85 − 48万5千円	収入金額の合計額 × 0.15 + 48万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額の合計額 × 0.95 − 125万5千円	収入金額の合計額 × 0.05 + 125万5千円
	1,000万円以上	収入金額の合計額 − 175万5千円	175万5千円
65歳以上	90万円以下	0円	90万円
	90万円超 330万円未満	収入金額の合計額 − 90万円	90万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額の合計額 × 0.75 − 7万5千円	収入金額の合計額 × 0.25 + 7万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額の合計額 × 0.85 − 48万5千円	収入金額の合計額 × 0.15 + 48万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額の合計額 × 0.95 − 125万5千円	収入金額の合計額 × 0.05 + 125万5千円
	1,000万円以上	収入金額の合計額 − 175万5千円	175万5千円

国税庁 No.1600 の速算表(令和2年分以後)の2つ目・3つ目の表のとおり。平成17年分から令和元年分までの速算表は国税庁 No.1600 に別の表として載っており、この早見表には載せていません。

公的年金等に当たる年金(国税庁 No.1600)

- 国民年金法・厚生年金保険法・公務員等の共済組合法などの規定による年金
- 過去の勤務により会社などから支払われる年金
- 確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金
- 外国の法令に基づく社会保険・共済に類する制度に基づく年金

生命保険契約や生命共済契約に基づく年金、互助年金などは公的年金等に該当しない。遺族の方に支給される公的年金等は国税庁 No.1605。

確定申告不要制度の条件(国税庁)

- ☐ 公的年金等の収入金額が400万円以下
- ☐ 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下
- ☐ 公的年金等の全部が源泉徴収の対象

医療費控除などで還付を受けるための確定申告はできる。源泉徴収税額・予定納税額があり還付を受けるときは確定申告が必要。外国の年金で源泉徴収の対象とされないものは、制度の適用ができない(平成27年分以後)。**確定申告が必要ない場合でも、住民税の申告が必要な場合がある。詳しくは市区町村へ。**

発行:生前整理支援センター ふれあいの丘(株式会社Kogera) www.fureaino-oka.com/kaigo/kouteki-nenkin-koujo 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
一般的な情報提供です(国税庁タックスアンサー No.1600「令和8年4月1日現在法令等」と e-Gov 法令検索の現行条文にもとづく。2026年10月25日確認)。当サイトは税理士ではなく、親の控除額・税額の計算や、確定申告・住民税の申告が要るかの判定はしていません。最終的な判断は、税務署・市区町村・税理士に確認してください。

公的年金等控除額 早見表

確認メモ欄(相談の前に書き出しておく)・出典

親の控除額・税額・申告の要否は、税務署・市区町村・税理士へ。この早見表は国税庁と法令の説明を紹介するもので、個別の計算や、確定申告・住民税の申告が要るかの判定はしていません。亡くなった年の申告は準確定申告、親の扶養控除は扶養控除の早見表、年金に届く申告書は扶養親族等申告書の早見表(いずれも www.fureaino-oka.com)で確かめられます。

確認メモ欄

年金を受け取る人の氏名・続柄	
その年12月31日現在の年齢	歳(☐ 65歳未満 ☐ 65歳以上)
公的年金等の収入金額の合計額	円 (支払者ごとの内訳は下に)
年金の支払者と書類の保管場所	(日本年金機構・共済・確定給付企業年金など／通知書・源泉徴収票の場所)
年金以外の所得	☐ なし ☐ 給与 ☐ 不動産 ☐ 事業 ☐ 株式など 所得金額 円
外国の年金・源泉徴収されない年金	☐ なし ☐ あり( )
還付の確定申告を考える控除	☐ 医療費 ☐ 社会保険料 ☐ その他( )
相談先・相談日	☐ 税務署 ☐ 市区町村(住民税) ☐ 税理士 年 月 日
聞いた内容のメモ	
次にすること	

出典(2026年10月25日確認・国税庁・e-Gov 法令検索)

1. 国税庁 タックスアンサー No.1600「公的年金等の課税関係」 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1600.htm
2. 国税庁 No.1605「遺族の方に支給される公的年金等」 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1605.htm
3. 国税庁 確定申告書等作成コーナー「公的年金等に係る申告不要制度について」(令和7年分よくある質問) https://www.keisan.nta.go.jp/r7yokuaru/cat2/cat21/cat214/cid049.html
4. 所得税法 第35条第2項・第4項(e-Gov 法令検索・現行条文) https://laws.e-gov.go.jp/law/340AC0000000033
5. 租税特別措置法 第41条の15の3(e-Gov 法令検索・現行条文) https://laws.e-gov.go.jp/law/332AC0000000026

発行:生前整理支援センター ふれあいの丘(株式会社Kogera) www.fureaino-oka.com/kaigo/kouteki-nenkin-koujo 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
一般的な情報提供です(国税庁タックスアンサー No.1600「令和8年4月1日現在法令等」と e-Gov 法令検索の現行条文にもとづく。2026年10月25日確認)。当サイトは税理士ではなく、親の控除額・税額の計算や、確定申告・住民税の申告が要るかの判定はしていません。最終的な判断は、税務署・市区町村・税理士に確認してください。